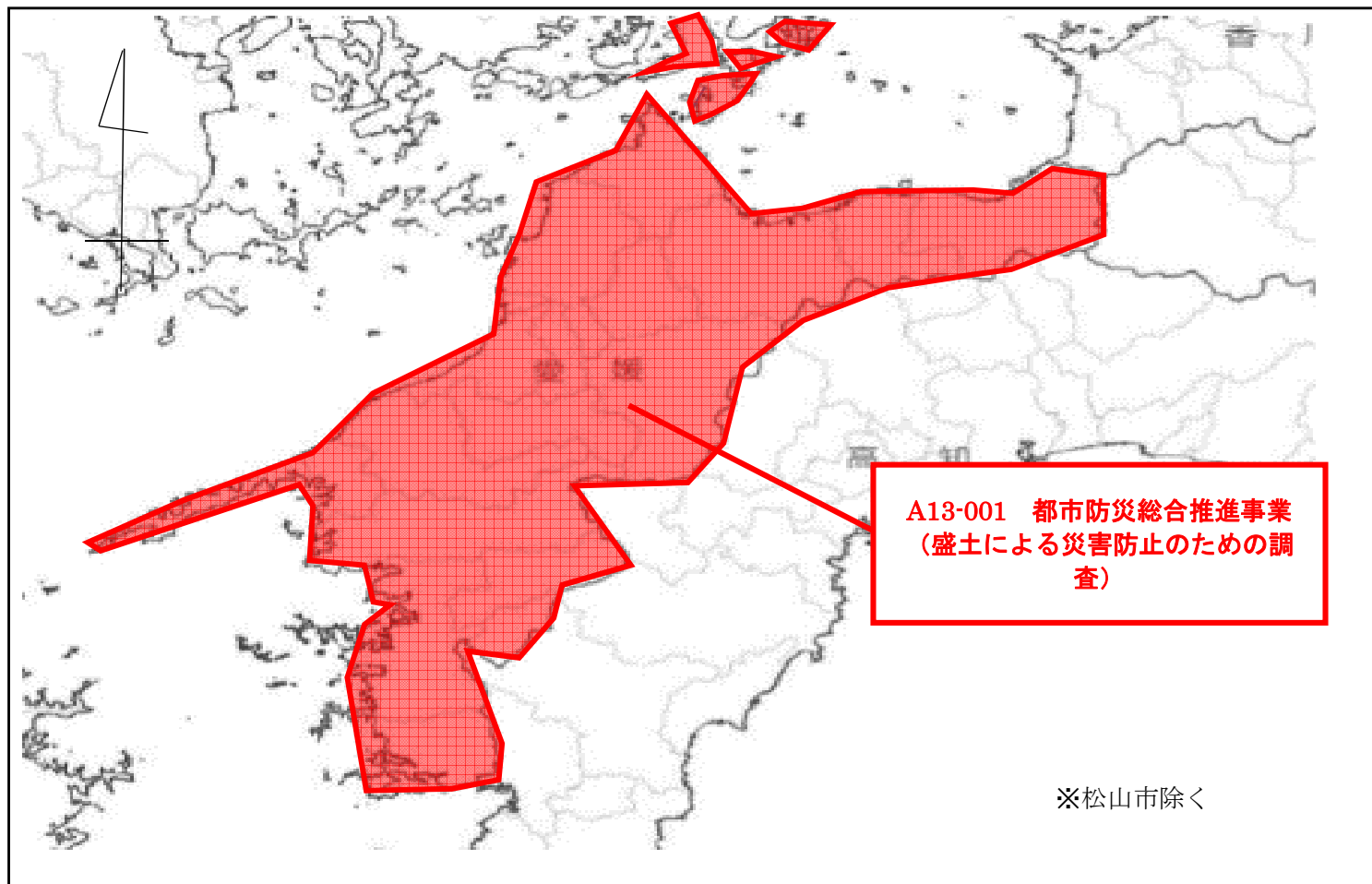


(参考様式)参考図面

計画の名称	愛媛県における災害に強いまちづくりの推進(防災・安全)		
計画の期間	令和4年度 ~ 令和6年度 (3年間)	交付対象	愛媛県



(表紙)

都市防災事業計画(当初)

愛媛県

令和4年11月

上段:変更前[当初、第△回変更](黒字)
下段:変更後[第○回変更](赤字)

(様式1)整備方針等

整備方針等

【防災まちづくりの現状及び課題】

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、土石流が発生したことで甚大な人的・物的被害が発生した。制度上の課題として、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制していたが、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していた。このため、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要となり、宅地造成等規制法を「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)に抜本的に改正し、国土交通省と農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応することとなった。

【整備方針】

隙間のない規制をおこなうため、都道府県等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を都道府県等の許可の対象とした。規制区域は市街地や集落、その他周辺など、人家が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定し、宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制することとなった。また、盛土等の安全性の確保を行うため、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定し、許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施することとなる。

まずは、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域の指定に必要な基礎調査を実施する。

計画事業一覧

都道府県名	愛媛県		市町村名		計画期間	令和 4年度 ~ 令和 6年度	
担当部局名	土木部道路都市局	部(局)	(正) 立川 弘樹	連絡先	TEL	089-912-2742	
	都市計画課	課	(副) 宮崎 あゆみ		FAX	089-912-2734	
	宅地開発審査係	係	(副) 石川 彰宏		e-mail	toshikei@pref.ehime.lg.jp	

【都市防災総合推進事業】

事業区分	事業主体	事業地区名	地区面積 (ha)	都市防災総合推進事業 における事業期間		国費率	交付対象事業費(予定)額	
				開始年度	終了年度		(参考)事業費	(参考)国費
盛土による災害防止のための基礎調査	愛媛県	松山市を除く県内全域	5,246	4	6	1/2	150	75
災害危険度判定調査						1/3		
住民等まちづくり活動支援						1/3		
地区公共施設等整備	事業計画					1/2		
都市防災 不燃化促進	不燃化促進調査					1/3		
	不燃化促進					1/2		
木造老朽建築物除却事業						1/3		
復興まちづくり 総合支援事業	復興まちづくり計画策定支援					1/2		
	復興に向けた公共施設等整備(防災・避難)					1/2		
合計								

注) 補助事業費について百万円単位。

注) 該当のないメニューについては行を削除する等して、なるべく一枚に収まるよう作成してください。

注) 複合施設整備については、設計完了前に補助対象範囲を協議すること。

(様式6) 現況図 等

地区名	松山市を除く県内全域	面積	5246ha	区域	松山市を除く県内全域
-----	------------	----	--------	----	------------

